

喜多方市教育大綱について

教育大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が定めることとなっているが、教育振興基本計画をもって教育大綱に位置付けることができることされており、本市においては、平成 29 年(2017)年度から令和 8 年(2026)年度までの 10 年間を計画期間とする喜多方市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標を大綱として位置付けているところであります。

令和 3 年度において、喜多方市教育振興基本計画の見直しを行っているところでありますが、「基本理念」及び「基本目標」については変更がないことから、教育大綱については、継続するものとします。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）】

- ① 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

喜多方市教育振興基本計画「地域を支え未来を拓く人づくりプラン」

《令和 3 年度見直し》（案）

第 3 章 基本理念と基本目標

本市の総合計画「きたかた活力推進プラン」に掲げる将来の都市像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」の実現を目指し、教育委員会では本市の教育の現状と課題を踏まえ、子どもたちや市民が願っている教育を実現させる教育振興策に取り組んでいくため、教育振興に向けた基本理念と基本目標を掲げます。

1 基本理念

人口減少や少子高齢化の進行、国際化の一層の進展、人口知能（AI）、IoTやビッグデータ等をはじめとする技術革新が一層進み、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（society5.0）の到来が予想されています。

また、自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大など不測の事態においても「学びを止

めない」という対応が求められています。

本市では平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする総合計画「きたかた活力推進プラン」により、「協働によるまちづくり」「だれもが輝くまちづくり」「地域性を生かしたまちづくり」「交流と連携によるまちづくり」を基本的な考えとして各種施策を展開しています。

教育委員会では、「まちづくりは人づくり」の考えから、確かな学力と豊かな心を身に付け、自分自身に揺るぎない自信を持ち、豊かな自然や歴史・文化に恵まれた郷土を愛し、自立しながらも地域社会の中で絆を大切に、共に力強く生き抜いていく力を持った人材を育成していくため、本市の教育振興の基本的な考え方として次の基本理念を掲げます。

自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、 たくましく生きる喜多方人の育成

2 基本目標

本計画の基本理念のもと、3つの基本目標を定め本市の教育振興策を展開します。

基本目標 Ⅰ

全ての子どもの「生きる力」を育む

子どもたち一人一人の個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな心身の育成など、社会の変化に対応しながら、たくましく生き抜いていく力を育みます。

基本目標 Ⅱ

生涯学習活動への主体的な実践力を育む

市民一人一人が、学ぶ楽しさや喜びを感じ自己実現を目指すとともに、地域の絆を大切にしながら、住みよい地域社会づくりに参画できるよう、生涯にわたり主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育みます。

基本目標 Ⅲ

歴史・文化・芸術への関心を高め 豊かな感性と郷土愛を育む

本市の文化等を身近に感じる取組を通して、本市の豊かな自然や歴史、文化、芸術について、市民の興味を喚起し関心を高め豊かな感性と郷土愛を育みます。